

議案第12号

小松島市行政手続条例の一部を改正する条例について

小松島市行政手続条例（平成9年小松島市条例第2号）の一部を別紙  
のように改正する。

平成31年3月4日提出

小松島市長 濱田保徳

## 小松島市行政手続条例の一部を改正する条例

小松島市行政手続条例（平成9年小松島市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「職員」を「公務員」に改める。

第19条第2項第4号中「ことのある」を削り、同項第5号中「成年後見人、成年後見監督人又は保佐人」を「後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人」に改める。

第29条中「「同条第3号」と」の次に「、「同項各号」とあるのは「同条各号」と」を加える。

第34条の2第1項中「が法令」を「が法律又は条例」に、「当該法令」を「当該法律又は条例」に改め、同条第2項第3号及び第3項中「法令」を「法律又は条例」に改める。

第34条の3第1項中「されるべき処分」の次に「（その根拠となる規定が条例等に置かれているものに限る。）」を加え、「が法令」を「が法律又は条例」に改め、同条第2項第4号中「処分」の次に「の根拠となる条例等の条項」を、「又は」の次に「当該」を加え、「法令」を「法律若しくは条例」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。